平成２８年（フ）第６６６号
埼玉県所沢市上新井５丁目78番地の１　メルベイユフジ505
破産者　三浦　　聡
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１９号
埼玉県入間郡毛呂山町中央３丁目21番地16、開始決定時の住所埼玉県入間郡毛呂山町目白台２丁目11番地23
破産者　佐藤　　城
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６８号
川崎市宮前区馬絹1362番地５　203、前住所川崎市宮前区馬絹1009番地　若葉荘
破産者　尾池　　実
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
川崎市高津区北見方１丁目12番20号　オレンジハイツ　202
破産者　山崎　芳浩
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
川崎市高津区北見方１丁目12番20号　オレンジハイツ　202
破産者　山崎　千文
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
川崎市麻生区王禅寺東６丁目７番55号　第１鈴木荘　202
破産者　井上　景介
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
相模原市中央区小町通１丁目10番３号ファーストテン107
破産者　岡　　美穂
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８５号
相模原市中央区中央６丁目10番３号ダイアパレス相模原中央207、住民票上の住所相模原市中央区中央５丁目７番16号レクセル相模原305
破産者　久保居康治
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６０号
神奈川県座間市入谷５丁目2478番地の５　ルナマンション202号
破産者　久方　　等
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７２６号
長野県中野市大字吉田720番地１　ディアス東吉田103、開始決定時の住所千葉市稲毛区稲毛東３丁目２番５号　オーキッドテラスＷＥＳＴ102号
破産者　藤井　　光
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５１号
静岡県御前崎市白羽3233番地の１
破産者　齋藤　妙子
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７４号
静岡県沼津市吉田町14―３サンコーポ吉田第２　506号室、住民票上の住所静岡県沼津市上香貫三貫地1246番地の５
破産者　大川　貞昭
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
静岡県沼津市吉田町14―３サンコーポ吉田第２　506号室、住民票上の住所静岡県沼津市上香貫三貫地1246番地の５
破産者　大川　　修
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
静岡県掛川市横須賀467番地の１、破産開始決定時の住所静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3439番地の１
破産者　藤田　悦三
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４４３号
静岡県掛川市亀の甲１丁目６番10号　サンハイツＣ　201、前住所静岡県掛川市中央２丁目１番地の３
破産者　サミット・げんこつ屋・うたの森こと　原　　正和
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５０６号
静岡県磐田市城之崎２丁目11番地12
破産者　山下　　正
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
福岡県筑後市大字野町423番地６
破産者　坂本　洋子
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係